

倫理について(概要)

令和6年10月

財務・総務室 人事部制度企画グループ



広島大学

目次

倫理について

1. 倫理規則の概要
2. 「利害関係者」について
3. 「禁止行為」について
4. 再就職等の規制について

1. 倫理規則の概要

趣旨 (第1条)

- ◆ 倫理規則は、**職員の倫理を保持し、職務を公正に執行することで、大学の業務に対する国民の信頼を確保すること**を目的としています。

倫理行動基準 (第2条)

- ◆ 職務に係る倫理の保持を図るため、職員が遵守すべき行動の基準として、次の事項を定めています。
 - ◎ 職務上知り得た情報を利用して、不当な差別的取扱いをしてはならないこと。
 - ◎ 常に公私の区別を明らかにし、その職務や地位を私的利益のために用いてはならないこと。
 - ◎ 権限行使の対象となる者から、贈与等を受領してはならないこと。
 - ◎ 公共の利益の増進を目指し、職務の遂行に当たるべきこと。
 - ◎ 所定労働時間外においても、大学の信用への影響を認識して行動すべきこと。

1. 倫理規則の概要

行為の規制 (第5条～第21条)

◆ 倫理規則では、職員の倫理を保持するため、職員がその職務を遂行するに当たって、次のような規制を設けています。

- ◎ 禁止行為(第5条)
- ◎ 利害関係者以外の者との間における禁止行為(第7条)
- ◎ 行政機関等との接触についての準用(第8条)
- ◎ 職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止(第9条)
- ◎ 利害関係者と共に飲食をする場合の届出(第10条)
- ◎ 講演等に関する規制(第11条)
- ◎ 贈与等の報告(第12条)
- ◎ 再就職の依頼(求職)に関する規制等(第18条～第21条)

◆ 次項以下では、「利害関係者」及び「禁止行為」について概説します。

2. 「利害関係者」について

利害関係者 (第4条)

- ◆ 倫理規則における「利害関係者」とは、職員が職務として携わる事務の区分に応じ、次の表に掲げる者をいいます。

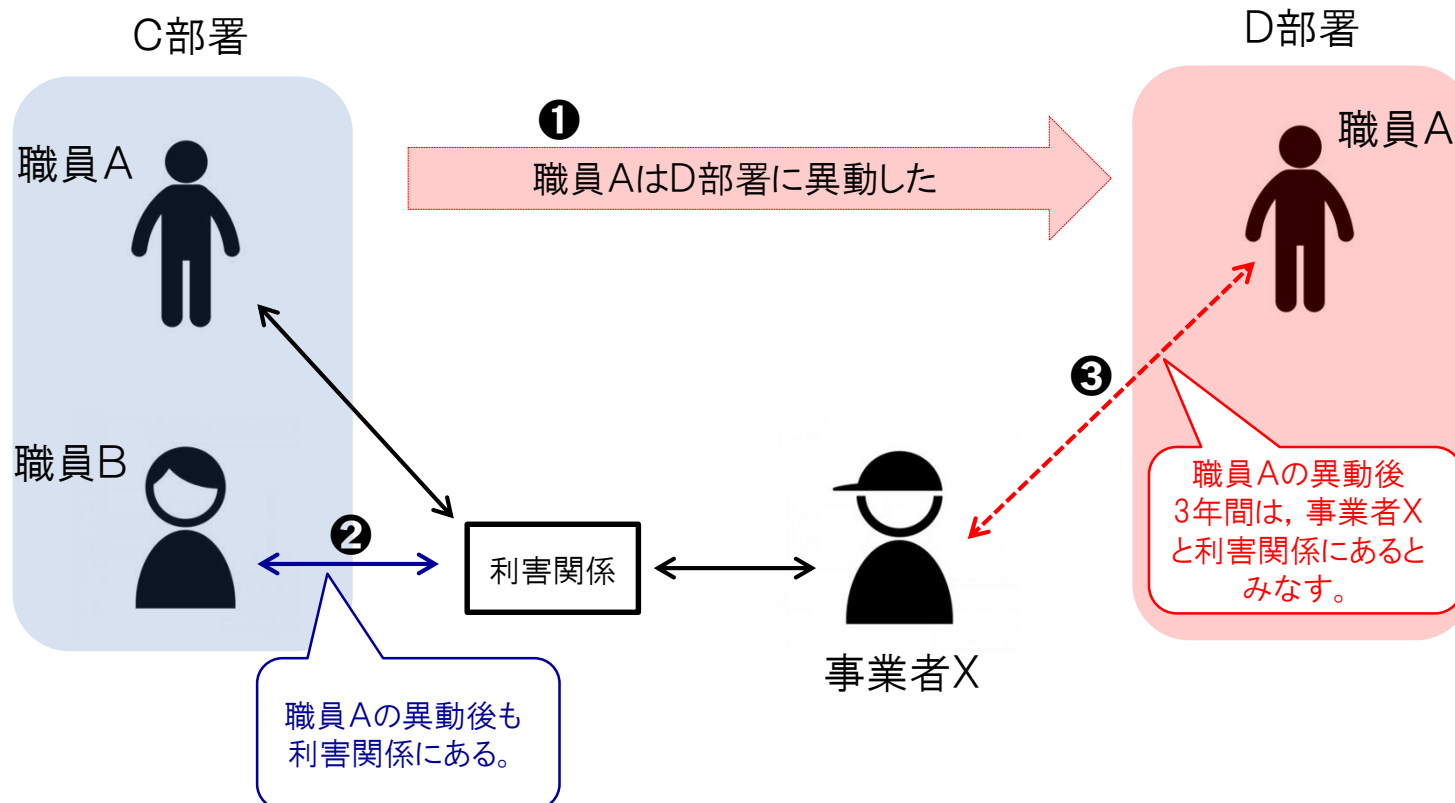
職員が携わる事務	「利害関係者」となる者
物品購入等の契約に係る事務	契約締結事業者、契約の申込みをしている事業者等
共同研究及び受託研究の契約に係る事務	契約締結事業者、契約の申込みをしている事業者等
入学試験における合格者の決定に係る事務	入学志願者及びその関係者
学生等の懲戒処分決定に係る事務	懲戒処分の対象学生及びその関係者
卒業判定・修了判定の決定に係る事務	卒業又は修了予定者及びその関係者
学位論文の審査に係る事務	学位論文審査の対象者及びその関係者
職員採用試験の合格及び採用決定に係る事務	大学職員としての採用希望者及びその関係者

2. 「利害関係者」について

利害関係者 (第4条第2項)

※ 過去3年間に自分が就いていた職の利害関係者に関する規制

- ◆ ① C部署の職員(A)に異動があった場合で、② 職員(A)の利害関係者が、引き続き、C部署の他の職員(B)の利害関係者であるときは、③ その利害関係者は、職員(A)が異動した日から3年間は、職員(A)の利害関係者であるとみなします。

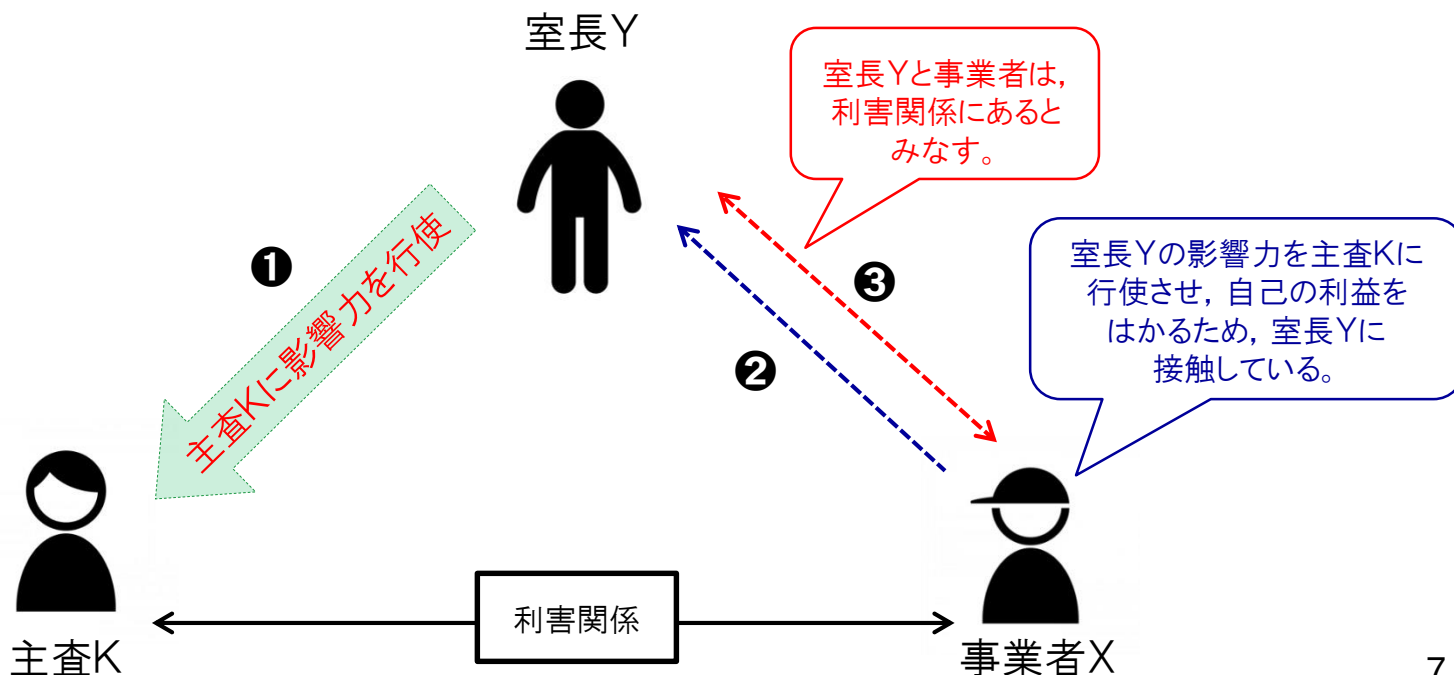


2. 「利害関係者」について

利害関係者 (第4条第3項)

※ 他の職員への影響力を行使させることによって、自分の利益を図ろうとして接触していることが明らかな事業者に関する規制

- ◆ 他の職員(主査K)の利害関係者(事業者X)が、① 職員(室長Y)の影響力を当該他の職員(主査K)に行使させ、② 利害関係者(事業者X)が自らの利益を得るために、職員(室長Y)に接触していることが明らかな場合は、③ 当該利害関係者(事業者X)は、その職員(室長Y)の利害関係者であるとみなします。



3. 「禁止行為」について

禁止行為 (第5条)

◆ 職員は、利害関係者との間において、次に掲げる行為(禁止行為)を行ってはなりません。

- × 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること
- × 金銭の貸付けを受けること
- × 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること
- × 無償で役務の提供を受けること
- × 未公開株式を譲り受けること
- × 供応接待を受けること
- × 共に遊技又はゴルフをすること
- × 共に旅行(職務としての旅行を除く。)をすること
- × 利害関係者に要求して、第三者に上記の行為をさせること

3. 「禁止行為」について

禁止行為の例外 (第6条)

- ◆ 職員と私的な関係がある利害関係者との間においては、**公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがない、と認められる場合には、「禁止行為」とされた行為を例外として行うことができます。**
- ◆ ただし、**第三者に「禁止行為」をさせる行為は、例外なく、行ってはなりません。**
- ◆ 学生時代からの友人などがこれに該当すると考えられますが、「禁止行為」の例外に当たるかどうかは、**利害関係の状況、その私的な関係の経緯、現在の状況、行おうとする行為の態様**などを考慮して判断されます。

利害関係者以外との 禁止行為(第7条)

- ◆ 利害関係者以外のものであっても、**社会通念上、相当と認められる程度を超えて** 供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはなりません。

4. 再就職等の規制について

- ◆ 密接関係法人等(大学と一定額を超える取引関係等がある営利企業等)に対し他の教職員の再就職を斡旋することや, 法令等違反行為の見返りに行う自己の求職活動は禁止されていること。
- ◆ 営利企業等に再就職した者が, 離職後2年経過までに, 離職前5年間に在職していた組織の教職員に対して行う, 離職前5年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の働きかけや, 営利企業等に再就職した者が自ら行った契約・処分に関する法令等違反行為の働きかけがあった場合は大学に届出を行うこと。
- ◆ 離職後の営利企業等への就職を約束した場合は大学に届出を行い, 職務の公平性・適正性を維持するよう注意すること。

規制内容の詳細及び必要な届出については, 次ページ以降をご確認ください。

4. 再就職等の規制について

①密接関係法人等へのあっせんの禁止(第18条)



【再就職幹旋の例外】

- ・基礎研究, 福祉に関する業務及び基礎研究以外の研究開発に関する業務に従事する(した)職員の幹旋(→**原則として教員は規制の対象外**)
- ・人事交流としての職員の現役出向
- ・管理職員でない職員が業務の縮小等に伴いリストラされる場合
- ・事務事業の改廃等による大規模なリストラが必要な場合

- 規制の対象
 - ・現役の常勤役職員
(契約職員, 非常勤職員は対象外)
- 規制内容
 - ・密接関係法人等に対する他の現役の常勤役職員及び退職者(常勤役職員0B)の再就職幹旋
- ※密接関係法人等
 - 営利企業等のうち資本関係, 取引関係等において大学と密接な関係(大学との契約の総額が2千万円以上であり, 契約の総額に占める割合が25%(資本額又は出資の総額が3億円以上かつ従業員数300人以上の企業は10%)以上であるもの)を有するもの
- ※営利企業等
 - 商業, 工業又は金融業その他営利を目的とする私企業及び営利企業以外の法人(国, 国際機関, 地方公共団体, 行政執行法人, 特定地方独立行政法人を除く。)



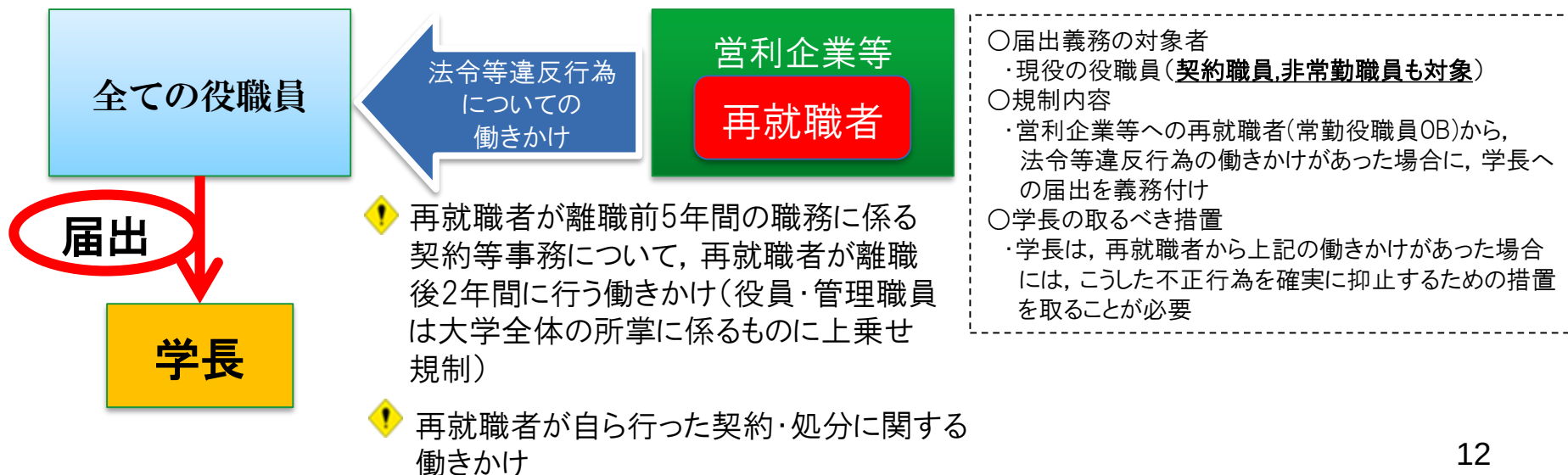
- 規制の対象
 - ・現役の役職員
(契約職員, 非常勤職員も対象)
- 規制内容
 - ・営利企業等に対する他の現役の役職員及び退職者(役職員0B)の再就職幹旋
- ※法令等違反行為に係る再就職幹旋
 - 法律もしくは本学規則に違反する不正行為を行うこと, 他人に行わせることで便宜を図り, その見返りに, 他の役職員の再就職幹旋を行い, ポストを確保すること

4. 再就職等の規制について

② 営利企業等に対する法令等違反行為に関して行う求職活動の禁止(第19条)

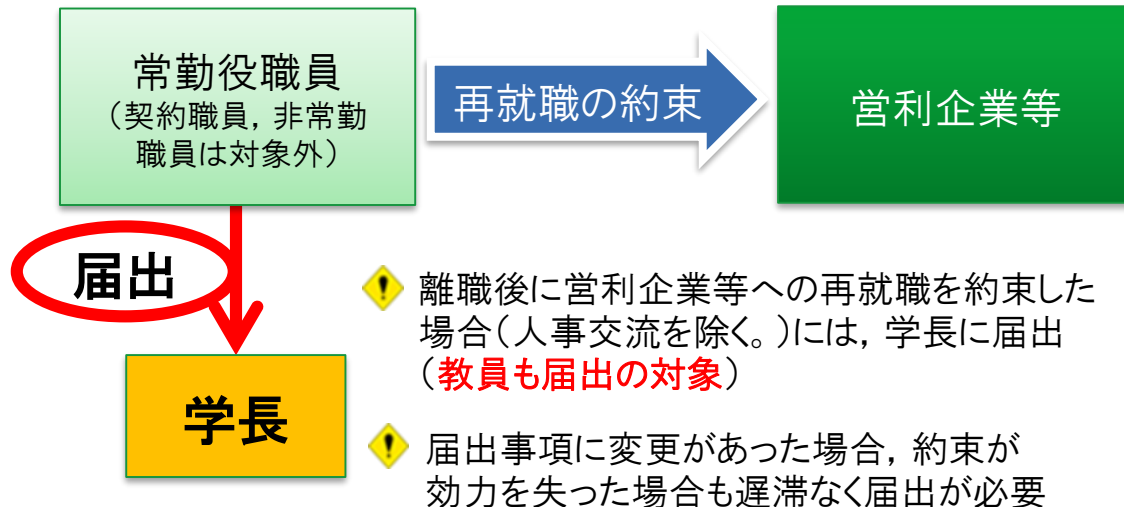


③ 再就職者からの働きかけを受けた役職員に対する届出義務(第20条)



4. 再就職等の規制について

④再就職情報の届出(第21条)



- 届出義務の対象者
 - ・現役の常勤役職員
(契約職員, 非常勤職員は対象外)
- 学長の取るべき措置
 - ・学長は, 大学の業務の公正性を確保する観点から, 届出を行った役職員の職務が適切に行われるよう人事管理上の措置を講ずる

問合わせ先

倫理について不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。

【担当】

財務・総務室

人事部制度企画グループ(制度企画担当)

内線 6027, 6028(東広島)

E-Mail fukumu-seido@office.hiroshima-u.ac.jp